

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
「受動喫煙防止等のたばこ対策の推進に関する研究」班
分担研究報告書

東京都受動喫煙防止条例と健康増進法改正の成立

研究分担者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 弁護士 兼 東京都議会議員

研究要旨：

2018年6月27日「東京都受動喫煙防止条例」が可決・成立し、7月18日に国において「健康増進法」の改正が可決・成立した。多数の者が利用する施設の類型に応じて、原則敷地内禁煙又は原則屋内禁煙等を定め、違反に対する罰則（過料の行政罰）を設けた法令であり、我が国の受動喫煙対策において、極めて重要な一歩といえよう。ここに至るまでの経緯を振り返るとともに、法律及び条例の内容について、調査・検討した結果を報告する。最も重要なポイントとしては、都の条例は、国の法制定の過程で骨抜きとされてしまった既存飲食店への規制を補うものである。

また、9月19日「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」が可決・成立し、さらに、東京都及び千葉市に続いて他の地方自治体においても、法律に上乘せ・横出しする条例制定の動きが起きている。福山市（広島県）、静岡県、山口県、山形県、大阪府、兵庫県、習志野市（千葉県）、四条畷市（大阪府）、豊橋市（愛知県）、調布市（東京都）など各地の条例の内容について比較・検討・研究した結果を報告する。

また、今後、法令及び条例を施行していく上での課題として、罰則等の執行体制、助成金・補助金のあり方についても検討・考察した。

指導や罰則の適用にあたる保健所の人員体制の拡充や、法律・条例違反に関する住民からの相談窓口をどこにどのように設置するのか、また、保健所以外の部署において罰則適用等の行政処分はできないとしても啓発・指導・助言にあたる人員体制を創設すべきでないかといった課題がある。

建物内の喫煙所は、FCTC（たばこ規制枠組条約）第8条ガイドラインに反し、あくまで例外的な措置であって、公的に推奨して公費を投じるべき性質のものではなく、店舗等が自費（その原資は喫煙者が負担）で設置することを許容するにとどめ、行政による補助金は廃止すべきことを筆者は主張してきたが、現実の政策はそうした方向性には向いていない。筆者は、分煙のための補助よりも、むしろ禁煙化のために喫煙室撤去や壁紙変更や改装等をする場合にこそ補助金を出して、屋内禁煙化を後押しすべきであると主張してきたが、これについては幾つかの自治体で取り組みが始まっている。

屋内外の公衆喫煙所の設置に公費を投ずる場合、厚労省の施行規則が定める以上に受動喫煙防止のための十分な配慮がなされるべきである。

喫煙所に補助金を出すことは過渡的な施策であり、他方、禁煙外来治療費への助成など禁煙・卒煙を推進することは抜本的かつ根本的に重要な施策と考えるべきである。

A. 研究目的

当研究班の昨年度（平成 29(2017)年度）分担研究報告書 109 頁「子どもを受動喫煙から守る条例の成立と考察」において、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」¹（2017 年 10 月 5 日可決）及び「福山市子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例」²（2018 年 3 月 22 日可決）について、条例成立の経緯、条例内容の比較、条例制定の意義、国の健康増進法改正案への影響に関する考察等を取りまとめた。

その後、今年度（平成 30(2018)年度）は、2018 年 6 月 27 日「東京都受動喫煙防止条例」³が可決・成立し、7 月 18 日に国において「健康増進法」の改正⁴が可決・成立した。多数の者が利用する施設の類型に応じて、原則敷地内禁煙又は原則屋内禁煙等を定め、違反に対する罰則（過料の行政罰）を設けた法令であり、我が国の受動喫煙対策において、極めて重要な一歩といえよう。ここに至るまでの経緯を振り返るとともに、法律及び条例の内容について、調査・検討した結果をここに報告する。

また、9 月 19 日「千葉市受動喫煙の防止に関する

条例」⁵が可決・成立し、さらに、東京都及び千葉市に続いて他の地方自治体においても、法律に上乘せ・横出しする条例制定の動きが起きている。そうした条例の内容について比較・検討・研究した結果をここに報告する。

また、今後、法令及び条例を施行していく上での課題として、罰則等の執行体制、助成金・補助金のあり方についても検討・考察した。

B. 研究方法

インターネットを利用して、各条例及び法案に関する情報収集を行った。（全ての URL の最終アクセス日：2019 年 5 月 3 日）

また、筆者は 2017 年 7 月に東京都議会議員に就任した。これによって知り得た情報を、公開可能な範囲で報告した。

本研究は、公開された情報及び公開されるべき情報の分析並びに本研究の為になされた検討及び考察に基づくものであり、倫理上の問題は発生しない。

C. 研究結果

目次

1. 法改正の背景 科学的根拠、FCTC、社会実態、2020 年オリンピック
2. 健康増進法の改正
3. 東京都受動喫煙防止条例
4. 他の地方自治体の条例制定への波及
5. 罰則等の執行体制の課題
6. 助成金・補助金のあり方に関する考察

¹ 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の条文

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsue/kodomojourei/291013_tokyotokoho.pdf

² 「福山市子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例」の条文

http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/life/14882_324653_misc.pdf

³ 「東京都受動喫煙防止条例」条文
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/file/judokistuenboshijorei.pdf>

⁴ 「健康増進法」の新旧対照条文
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-14.pdf>

「健康増進法」の改正法の条文
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-13.pdf>

⁵ 「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」条文
<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/documents/jourei.pdf>

1. 法改正の背景

(1) 法改正の根拠及び要因

2002年制定の健康増進法の受動喫煙防止に関する規定は、施設管理者に努力義務を課す条文が一文存在するのみで、罰則等はなかった。制定当時は、初めて法律に「受動喫煙」が明記されたことで一定の啓発効果があり社会における受動喫煙対策は漸進したが、罰則がないために実効性が弱く、制定当初から罰則を望む声も少なからずあった。

厚生労働省は、2016年10月「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」を発表し⁶、また2017年3月1日「受動喫煙防止対策の強化について(基本的な考え方の案)」⁷を発表し、「努力義務」に基づく「自主的取組」では「限界」・「不十分」であることを認め、約15年の歳月を経てようやく罰則を導入する法改正へと動き出した。その間の受動喫煙被害及び犠牲者のことを思うと、随分遅きに失した感は否めない。

この法改正の根拠及び要因は、主に以下の①～④項目が挙げられる。

①科学的根拠

2016年(平成28年)に「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、いわゆる「たばこ白書」が、前回の2001年(平成13年)以来15年ぶりにとりまとめられた⁸。最新の科学的知見に基

づいて、喫煙・受動喫煙と疾患等との因果関係を4段階で判定している。また、日本人の年間死亡者は、能動喫煙によって約13万人、受動喫煙によって約1万5千人(肺がん、虚血性心疾患、脳卒中及び乳幼児突然死症候群による死亡)と推計されている。こうした科学的知見の取りまとめが、法改正を理論的に支えた⁹。

しかしながら、世界保健機関(WHO)が2004年に、英国タバコか健康かに関する科学委員会が2004年に、米国カリフォルニア州環境局が2005年に、米国公衆衛生局長が2006年に発表した詳細な報告書を踏まえて、日本学術会議は2008年(平成20年)に「受動喫煙も科学的根拠を持って健康障害を引き起こすことが示されて論争に終止符が打たれたといえる。」と結論付けていた¹⁰。このことからすれば、厚労省の上記「たばこ白書」のとりまとめ自体、8年もの遅きに失したというべきである。

②FCTC(たばこ規制枠組条約)に基づく法的根拠

2005年(平成17年)2月27日発効のFCTC(たばこ規制枠組条約)では、「第8条 たばこの煙にさらされることからの保護」が規定されている¹¹。

2007年(平成19年)第2回締約国会議COP2(タイ・

ついて

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000135586.html>
国立がん研究センター リーフレット
http://ganjoho.jp/data/reg_stat/cancer_control/report/tabacoo_report/tabacoo_leaflet.pdf

⁹ 厚労省 後掲注26中の「健康増進法の一部を改正する法律 参考資料」平成30年(2018年)3月9日掲載・4月24日更新

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338604.pdf>

¹⁰ 日本学術会議 平成20年(2008年)3月4日「要望 脱タバコ社会の実現に向けて」

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t51-4.pdf>

¹¹ 外務省ホームページ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html

⁶ 厚労省 平成28年(2016年)10月 受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000140821.html>
なお、時系列の一覧として、子どもに無煙環境を推進協議会のサイト

<https://notobacco.jp/pslaw/>

⁷ 厚労省 平成29年(2017年)3月1日 受動喫煙防止対策の強化について(基本的な考え方の案)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000153190.html>

⁸ 厚労省 平成28年(2016年)9月2日「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」に

バンコク)において採択された第8条ガイドラインでは、

- ・100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は、不完全である。
- ・すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである。
- ・たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである。
- ・すべての締約国は、その国における条約発効後5年以内(日本は2010年2月27日まで)に例外なき保護を実現するよう努力しなければならない。とされている¹²。この点からも、我が国の法改正は約10年の遅きに失したといえる。

③社会における受動喫煙の実態

依然として、多くの非喫煙者が飲食店や職場で受動喫煙に遭遇し、また行政機関や医療機関においても一定程度、受動喫煙に遭遇しているという社会実態がある¹³。

¹² WHO(世界保健機関) FCTCのホームページ

<http://www.who.int/fctc/guidelines/en/>
厚労省 たばこ規制枠組条約第2回締約国会議の概要

<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/jouyaku/071107-1.html>

厚労省ほか WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン 仮訳

https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc8_guideline.pdf

日本禁煙学会の解説及び訳文

<http://www.nosmoke55.jp/data/0707cop2.html>

¹³ 前掲注6「たたき台」1頁3項、並びに、前掲注7「基本的な考え方の案」1頁冒頭、及び、前掲注7「受動喫煙防止対策徹底の必要性」1頁3段目。その元となるデータは、厚労省「国民健康・栄養調査」。

最新版は平成29年結果の概要29頁

<https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000351576.pdf>

なお、東京都の状況については東京福祉保健局

④2020年オリンピック

2010年7月21日に国際オリンピック委員会(IOC)と世界保健機関(WHO)とは協定を締結し、タバコの無いオリンピックを推進している¹⁴。近年のオリンピック開催都市では、法律や条例で、屋内を全面禁煙とし、罰則を伴う受動喫煙防止対策を講じている。1992年バルセロナ、96年アトランタ、2000年シドニー、04年アテネ、06年トリノ、08年北京、10年バンクーバー、12年ロンドン、14年ソチ、16年リオデジャネイロ、2018年平昌と、オリンピック開催都市の国際慣行となっている¹⁵。

法改正の理論的な支えとして①②は非常に重要であるが、従前より①②③の存在がありながらも我が国では法改正が進まなかったことからすれば、今般の法改正の最も直接的な契機は、やはり④オリンピックの開催であり、2020年という具体的な期限が設定されたことにあると考えられる。今般の受動喫煙防止の法制は、まさにオリンピックのおかげで実現し、オリンピック後も残るレガシー(良い遺産)ということができる。

逆に言えば、オリンピックという外圧がなければ、日本では受動喫煙防止の法改正が進展しなかった可能性も考えられる。現に受動喫煙で苦しんでいる被害者が数多くいるという社会実態③があり、かつ、①科学的根拠も②条約に基づく法的根拠も整いながらも、それでも法改正ができなかつ

「東京都民の健康・栄養状況」平成27年報告書25頁

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_zukuri/ei_syo/tomineiyoub.files/H27houkokusho1.pdf

¹⁴ 厚労省 前掲注7「受動喫煙防止対策徹底の必要性」2頁末

¹⁵ 日本禁煙学会2012年2月23日 オリンピックと禁煙

<http://www.nosmoke55.jp/action/olympic.html>

たということを、日本の政治家も市民もしっかりと認識すべきである。本来であれば、④がなくとも、③被害者が存在し、①②の根拠が揃っていれば、直ちに法改正しなければならないはずである。

(2) 過去の法改正における政治の失敗

我が国において、法改正のチャンスは2010年～2012年頃にもあった。当時、民主党政権下において労働安全衛生法の改正が検討されていた。

日本禁煙学会が、2010年3月26日、6月11日、9月30日と積極的に立法提言を行った¹⁶。

厚労省労働基準局安全衛生部「職場における受動喫煙防止対策に関する公聴会」(2010年/平成22年11月10日)において、筆者を含め8名の意見発表が行われた¹⁷。筆者は、

- ・分煙ではなく屋内完全禁煙とすべきこと、
- ・必ず罰則を設けるべきこと、
- ・意に反して受動喫煙被害を受け続けても、そこで長時間働かなければならない、労働者保護の観点、などを強調して意見発表した。

しかしながら、労働安全衛生法の改正案(2011年/平成23年12月)は、民主党政権下でも罰則の無い骨抜きとなり(小宮山洋子・厚労大臣が孤軍奮闘された。しかし、他の民主党議員らにはJ T 労組との「しがらみ」関係があったと指摘されて

いる¹⁸)、さらには衆議院・参議院のねじれ国会で、その骨抜き案すらも廃案とされた(2012年/平成24年11月)。その後、自民党政権下で、さらに弱められ後退した法案となり、2014年(平成26年)6月に労働安全衛生法改正が成立した¹⁹。

過去こうした政治の壁に阻まれて、受動喫煙被害者は耐え忍び続けてきた経緯からすれば、今般の受動喫煙の法規制前進の意義深さを改めて感じるところである。

2. 健康増進法の改正

(1) 塩崎厚労大臣 vs. 自民党たばこ議連

2017年3月1日、厚生労働省(当時:塩崎^{やすひさ}恭久厚労大臣)が、健康増進法改正に関する「基本的な考え方の案」を発表した。施設の類型によって敷地内禁煙又は屋内禁煙を義務化し、違反には過料の罰則を課す内容である²⁰。

これに対して、自民党たばこ議員連盟(会長:野田^{たけし}毅衆議院議員)が、3月7日、対案を発表した。この対案は、事務所(職場)については同法の対象外とし、飲食店については表示を義務化するだけといった内容であり、厚労省案と大きな隔たりがあった。その後、政府と自民党との調整が難航し、法案を国会に提出するめどが立たない膠着状態が続いた。詳しくは、筆者の解説^{21,22}、野上

¹⁶ 日本禁煙学会 ACTION
2010年3月26日

<http://www.nosmoke55.jp/action/1003judoukituenbousihou.html>

6月11日

<http://www.nosmoke55.jp/action/1006ban.html>

9月30日

http://www.nosmoke55.jp/action/1009ban_seigan.html

¹⁷ 厚労省 公聴会議事録

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000x1k7.htm>

¹⁸ 参議院議員・松沢成文 2013年6月25日 みんなの党・受動喫煙防止法案提出記者会見

<https://www.youtube.com/watch?v=GLfIkCWROgo>

¹⁹ 弁護士岡本光樹 弁護士ドットコム NEWS 受動喫煙防止法案を弁護士が批判する理由

https://www.bengo4.com/other/1146/1288/n_1325/

大和浩 厚生労働科学研究費補助金 分担研究報告書 平成25(2013)年度

<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201315049A>

²⁰ 前掲注7

²¹ 弁護士岡本光樹 2017年3月12日 弁護士ドットコム NEWS 飲食店や職場内「原則禁煙」と

浩志・日本禁煙学会雑誌 2017 年 4 月 25 日《巻頭言》「タバコ業界からの政治献金が受動喫煙防止の立法を妨げている」²³、永江一石氏のブログ²⁴及び日本禁煙学会の要望書²⁵を参照されたい。

する厚労省案公表…自民たばこ議連案と比較して検証

https://www.bengo4.com/internet/n_5832/

弁護士岡本光樹 同年 4 月 27 日 朝日新聞

WEBRONZA 「職場で他人のタバコに悩まされるのは、労働者の人権侵害だ」

<http://webronza.asahi.com/national/articles/201704250001.html>

²² 筆者は、これらの記事の中で、厚労省案を擁護し自民党たばこ議連案を批判しつつも、飲食店の店舗面積で例外を区切る厚労省案とは異なり、労働者の有無で線引きすべきという自説についても開陳した。「労働者を使用しない経営者だけ、いわゆる一人経営者の店を例外とするといった案が合理的だと考えます。」

この自説が 1 年数か月後に東京都知事に採用され、東京都の条例として実現することになることは、その時点では全く想像すらしていなかった。

また、東京都医師会・尾崎治夫会長も、同年 3 月 3 日の記者会見で、屋内全面禁煙が最も望ましいとしつつ、妥協案として、従業員がいない 1 人経営者に限れば、除外を容認する考えを示していた。

<https://www.cbnews.jp/news/entry/20170303190400>

²³ 野上浩志 日本禁煙学会雑誌 2017 年（平成 29 年）4 月 25 日《巻頭言》「タバコ業界からの政治献金が受動喫煙防止の立法を妨げている」

http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/gakkaisi_170425_34.pdf

²⁴ 永江一石の IT マーケティング日記「自民たばこ議連 3/7 臨時総会がどんな痴呆議論で盛り上がったか、みなさん読んでみます?」

<https://www.landerblue.co.jp/blog/?p=31714>

²⁵ 日本禁煙学会「提案・要望・声明」一覧

http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=7

具体的には、

- ・受動喫煙対策に関する JT の最近の主張に対する反論（2016 年 8 月 8 日）

- ・厚生労働省の「受動喫煙防止対策たたき台」に対する見解（2016 年 10 月 18 日）

- ・健康増進法改正案の改悪についての日本禁煙学会緊急声明（2017 年 2 月 9 日）

- ・面積で分けてはいけない理由（2017 年 4 月 28 日）

- ・屋内全面禁煙（厚生労働省原案）を要望します（2017 年 5 月 24 日）

- ・次期国会で屋内禁煙に関する健康増進法改正にあたって、塩崎恭久厚生労働大臣の意向を最大限尊重した閣議決定と、改正案の国会上程をお願いいたします（2017 年 7 月 17 日）

- ・臨時国会で、受動喫煙防止法案を骨抜きにさせない為に、塩崎恭久厚生労働大臣の留任を望みます

結局のところ、自民党たばこ議連によって、塩崎厚労大臣案は、潰されてしまったといえる。

(2) 加藤厚労大臣における法改正成立

1 年後の 2018 年 3 月 9 日に厚生労働省（加藤勝信厚労大臣）の新たな法案が閣議決定された。この内容は、既存飲食店について経過措置として大幅な例外を設けるものとなっている。すなわち、「既存特定飲食提供施設」として、資本金 5000 万円以下で客席面積 100 m²以下の店舗については、喫煙標識の掲示をしさえすれば喫煙可とできるといった内容である²⁶。

都条例に遅れて、2018 年 7 月 18 日可決、成立した²⁷。後述するが、国の健康増進法は、既存飲食店については原則と例外が逆転しており、「ざる法」というべき内容である。

客席面積 100 m²以下の飲食店を規制の例外と扱うことは、2009 年 3 月制定の「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」及び 2012 年 3 月制定の兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」にも見られる。これらの条例は、国に先行して罰則付きの法規制をもって受動喫煙対策を進めるもので、先進的な意義があった。2009～2012 年当時においては、条例を制定する上で、客席面積 100 m²以下の飲食店を規制の例外を設けることは、やむ

す（2017 年 8 月 1 日） ほか

²⁶ 厚生労働省 健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）概要

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

²⁷ なお、衆議院厚生労働委員会の附帯決議（平成 30 年 6 月 15 日）及び参議院厚生労働委員会の附帯決議（同年 7 月 12 日）が付されている。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rhome.nsf/html/rhome/Kanren/kourouFC70F8955C0E9EBD492582A6001EBABE.htm

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/196/futai_ind.html

を得なかった。しかし、この度の法改正においても同様の基準を国が採用したことには、強い批判がある²⁸。

²⁸ 神奈川県受動喫煙防止条例制定時の神奈川県知事で、現在参議院議員の松沢成文議員は、参議院厚生労働委員会において次のように述べている。「神奈川県は百平米以下の飲食店を対象から外して努力義務にしてきたことを大失敗だというふうに思っています。やっぱり面積規制というのは不平等を生みますし、一番望ましいのは全部禁煙にすることなんです。百平米というのは余りにも広過ぎる。」「神奈川県条例の飲食店における面積要件を客席面積百平米以下にしたことに、実は明確な科学的な根拠があったわけではありません。当時、世界各国の事例を調査する中で、スペインが百平米以下としていたものを調査して参考にしたというものでございます。しかし、多くの飲食店が喫煙を許してしまい、余り実効性が上がらなかったということは反省材料である」
(2018年7月5日)

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/196/0062/19607050062026a.html>

「今回の政府案というのは、何と飲食店の半分以上が例外措置になってしまうという、言い方は失礼ですが、ざる法だというふうに思っております。」「私は、神奈川県で条例を作ったときに、百平米という面積の基準で、それより小さなお店は努力義務ということにせざるを得なかったんですね。というのは、そうしないと議会が通らなかったという非常に難しい政治状況でした。・・・約七〇％近い神奈川県の飲食店は結局受動喫煙の防止が徹底できなかったわけです。ですから、そういう意味において実効性が保たれなかった、大失敗であったというふうに私は申し上げました。・・・私は、この失敗を二度と繰り返してはいけないということで、(発議・提出した対案の内容を説明)」(2018年7月10日)

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/196/0062/19607100062027a.html>

また、与党自民党の自見英子参議院議員から、参議院厚生労働委員会において次のような批判的意見も述べられた。「今回の法案は、一步前進ではなく〇・一步前進であるというふうに私は認識をしております。・・・今回の法律案は、いわゆるゴールにたどり着いたと言うには程遠い内容だということは政府としても十分に確認しているというふうに私も認識いたしました。・・・大変残念ながら科学的な正しい理解の認識が共有できなかった、又は科学的な正しい理解を政策に反映するための力が医療界や患者団体からの支援も受けて国政に送っていただいている我々に足りなかったがためにこのような形で法案提出になったんだということ、大変じくじたる思いでございます。・・・粒子の小ささ、それから副流煙の害の強さ、そして残留受動喫煙の三つの認識のずれ、こういったものを正したその上で対策をするのであれば、基本的には分煙というものを同じ敷地内

なお、法案審議の過程で、衆議院厚生労働委員会において穴見陽一・自民党議員が、参考人の肺がん患者にヤジを飛ばす事件があった²⁹。

(3) 配慮義務の新設

昨年度報告書 120 頁の考察において述べたが、改正健康増進法には、次の条項が新たに加わった。この条項は、1 年前の厚労省案には、見られなかったものである。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第 25 条の 3

何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。[公布後六月以内の施行。法律の全面施行時には第 27 条に繰り下がる。]

厚労省の資料には、「屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。」及び「屋外や家庭など ○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮 (例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。」と説明されている³⁰。なお、罰則は無い。

これにより、子どもや妊婦に限らず誰でも、屋外や家庭等において望まない受動喫煙から守られるべきとの法的根拠が得られたといえる。

で厳密に行うことはかなり困難であるということも分かるかと思えます。F C T C 条約はここに根拠があるというふうに思っております。よって、敷地内全面禁煙で、かつ喫煙所の設置なしというのがやはり望まない受動喫煙を減らすそのゴールになるかというふうに思っております」(2018年7月5日) 上記 URL

²⁹ 日本禁煙学会 2018年6月21日 穴見陽一議員宛抗議文

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/20180621ANAMI.pdf>

³⁰ 前掲注 26 中の

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000469083.pdf> 2 頁 2.(5)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000489407.pdf> 末尾

啓発や教育の場面においても、また、民事の交渉・調停・訴訟においても、活用が期待できる条項である。特に、近年問題となっている集合住宅のベランダ喫煙・換気扇下喫煙や住宅近接地の隣家喫煙などを含む近隣住宅受動喫煙トラブル³¹、コンビニ灰皿撤去訴訟など³²にも活用が期待できる。

さらには、この規定の発展形の一つとして、自動車内の子どもの受動喫煙を罰則をもって禁止する条例の出現にも期待したい³³。

3. 東京都受動喫煙防止条例

(1) 都議選における争点化と公約策定

2017年4月末頃、国において健康増進法改正の目途がたたない状況下で、小池百合子・東京都知事が、東京都において受動喫煙対策を強化する考えを示し、5月11日に受動喫煙対策の条例案を都議会議員選挙の公約として盛り込む考えを発表した。

筆者は、小池知事が事実上率いる地域政党「都民ファーストの会」に働きかけて協議を持ち、政

策顧問の弁護士となって、受動喫煙防止の公約策定に直接関与した。その結果、「基本政策 14 スモークフリー社会」として、

・「見せかけではない『真』の受動喫煙防止条例（罰則付き）をつくります。」「働く人を受動喫煙から守ります。」

・「子どもを受動喫煙から守る条例をつくります。」という筆者の要望内容が、都民ファーストの会の都議選の公約³⁴に盛り込まれた。

国の法改正が危ぶまれる状況下で、東京都知事が受動喫煙防止条例定を都議会議員選挙の争点に上げたことで、受動喫煙を巡る政治的な議論が活発化し、筆者はそこにタイミングよく働きかけることで、上記2つの視点を、都民ファーストの会の都議選の公約に入れることに成功した。筆者は、さらに具体的に実効性ある条例制定までしっかりと関与し見届けたいと考え、自身が都議会議員に立候補することを決意し、都民ファーストの会の公認を受けて立候補した。小池百合子・都民ファーストの会代表は、「自民党の中で利益団体の折り合いがつかない。決まらないのは自民党。決められないふりをしつつ、利益団体から話を聞いてやると言っていてそこで利権ができる、いつもの手口。受動喫煙問題もまず東京でやっていく。国ができないなら、先に東京がやる。³⁵」と自民党を批判して、これを都議会議員選挙の争点の一つに位置づけた。

「都民ファーストの会」は、7月2日の選挙において大勝し（127議席のうち55議席を獲得）、都議会第一党となった。筆者も当選し、東京都議会議

³¹ 近隣住宅受動喫煙被害者の会が2017年5月に発足した。現在1600人以上の登録がある。

<http://www.kinrin-judokitsuen.com/>

³² 岡本光樹 2018年1月号『自由と正義』（日本弁護士連合会）「職場スモハラ訴訟・近隣住宅ベランダ喫煙訴訟・屋外灰皿撤去訴訟の到達点と今後」

³³ オーストラリアでは16歳未満（州によっては18歳未満）の子どもが同乗している自動車内での喫煙が、罰則をもって禁止されている（2007年以後各州に拡大）。

カナダでは16歳未満の子ども（州により2008~2010年頃からは）、イングランドでは18歳未満の子ども（2015年から）、フランスでは12歳未満の子ども（2015年から）について適用されている。また、アメリカではカリフォルニア州及びオレゴン州（18歳未満の子どもに適用）をはじめ、8州及びいくつかの都市（州及び都市によって年齢は異なる）において、また、その他の国々、バーレーン、キプロス、モーリシャス、南アフリカ、アラブ首長国連邦などでも、こうした法律が適用されているとのことである。

https://en.wikipedia.org/wiki/Smoking_bans_in_private_vehicles

³⁴ 都民ファーストの会 政策パンフレット2017

<https://dashboard.tomin1st.jp/wp-content/themes/tomin1st/seisaku.pdf>

³⁵ 2017年6月3日 国分寺駅南口街頭演説

員に就任した³⁶。

(2) 条例の成立

その後、2018年3月9日の厚生労働省の健康増進法改正案を踏まえて整合性を図った上で、同年4月20日、小池都知事は、東京都受動喫煙防止条例の骨子案を発表した。『働く人や子ども』を受動喫煙から守る」を掲げ、国の法律に、上乗せ及び横出しする内容となっている³⁷。

6月の都議会において、都知事から東京都受動喫煙防止条例³⁸が議案として提出され、同月27日に可決、成立した。賛成103議員・反対23議員（自民党のみ反対）であった³⁹。国も都も、罰則を含めた全面施行を2020年4月1日と予定している（資料4）。

(3) 条例と法律の比較 条例の方が厳しい点（上乗せ・横出し）

東京都受動喫煙防止条例と健康増進法の比較については、資料1～資料3を参照。

小・中・高校、保育所・幼稚園について、国の法律が「敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置可）」となっているのに対して、都の条例は「敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置不可）」とする上乗せ規制を

設けている（もともと、上乗せ部分に罰則はなく、努力義務を上乗せする）。

また、国の法律が、前述の通り既存飲食店について大幅な例外を設けているのに対して、都の条例はそうした店舗についても従業員を使用していれば、「原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）」とする横出し規制を設けている。規制対象となる飲食店の割合の比較については、資料2を参照。

国の法律によって既存飲食店で「原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）」となるのは、資本金5000万円超（大企業）又は客席面積100㎡超の店舗であり、2～3割と推察される。他方、資本金5000万円以下で客席面積100㎡以下（経営規模の小さい店舗）として経過措置の対象となるのは7～8割と推察される。これでは、規制の原則と例外が逆転している。なお、国は、既に受動喫煙対策を実施している店舗を推計において差し引くことで、経過措置の対象は55%という数値を発表しているが、それでも規制の例外措置の方が半数を上回っている⁴⁰。

他方、東京都の条例では、従業員（なお、労働安全衛生法と同様に、同居の親族や家事使用人は除く。）を使用しているか否かが基準であり、「原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）」の規制対象は83.7%、例外は16.3%と推計されている。都の条例は、国の法制定の過程で骨抜きとされてしまった既存飲食店への規制を補うものである。

(4) 都条例に対する世論の好評価

都の条例は、世論からも多数の賛意を得ている。東京都が2018年6月8～12日に行った東京都在住

³⁶ 詳しくは、岡本光樹 2017年11月号 禁煙ジャーナル（一般社団法人タバコ問題情報センター代表理事 渡辺 文学）

³⁷ 東京都知事記者会見 平成30年（2018年）4月20日

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/governor/governor/kis_hakaiken/2018/04/documents/180420_01.pdf

³⁸ 東京都福祉保健局「東京都受動喫煙防止条例」
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

³⁹ 都議会だより 平成30年（2018年）7月28日発行

<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/newsletter/pdf/328.pdf>

⁴⁰ 前掲注26

生活者調査では、「Q19：東京都のすすめる『東京都受動喫煙防止条例』について、あなたの考えを伺います。」との設問に対して、「良い施策である」42.4%、「どちらかといえば良い施策である」31.9%、両者の合計で74.3%の人々が良い施策として評価している⁴¹。

JX 通信社が5月19～20日に行った電話による世論調査の結果では、東京都独自の受動喫煙防止条例案について75.8%が賛成、さらには喫煙者も4割近くが賛成したとのことであった⁴²。

条例制定後の7月28～29日に朝日新聞社が行った電話による世論調査によれば、国の法律より厳しい都の受動喫煙防止条例成立について77%が「よかった」と答え、「よくなかった」と答えた人は20%だった⁴³。

(5) 条例と法律の比較 法律の方が厳しい点

都条例よりも、法律の方が厳しい点としては、主に次の2点である。

① 法律施行後の新規開業の飲食店への規制は、国の方が厳しい。都条例では例外とされた、従業員を使用しない店舗であっても、新規店は国の法律では一律に規制対象となり、「原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）」となる。

② 加熱式タバコについて、都条例では罰則が適用されないが、国の法律では違反すると罰則がある。

東京都内では、都条例と国の法律の両方を守る

⁴¹ 東京都福祉保健局 2018.06.22
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/file/0020180622.pdf>

⁴² 米重克洋 YAHOO!ニュース
<https://news.yahoo.co.jp/byline/yoneshigekatsuhiko/20180525-00085629/>

⁴³ 2018年7月31日 朝日新聞

必要があるので、厳しい方の規制を遵守すべきことになる。

(6) 加熱式タバコ

加熱式タバコの有害性については、日本禁煙学会等が繰り返し指摘し、提言している⁴⁴。

もっとも、厚労省は、「加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。このため、今後も研究や調査を継続していくことが必要。」として、健康増進法では、「喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可」という位置づけとした⁴⁵。資料3参照。東京都も基本的にこれと同様の考え方を採っている。

なお、日本共産党東京都議団は、2018年（平成30年）6月25日の都議会厚生委員会において条例修正案を提出した。「加熱式たばこについては、健康被害が確認できるまでは規制を緩和するという立場ではなく、安全が確認できるまでは規制を緩和しないという立場に立つべきだと考えます。ニコチンを初めとした有害物質を出していることは科学的に明らかであり、規制を緩和するべきではありません。そのため、加熱式たばこについての例外である、飲食のできる専用喫煙室の設置の容

⁴⁴ 前掲注25の日本禁煙学会「提案・要望・声明」から

http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=7

・いわゆる「新しいタバコ」に対する日本禁煙学会の見解（2016年4月11日）

・加熱式電子タバコの危険性（2017年7月4日）

・「加熱式電子タバコ」は、普通のタバコと同様に危険です。受動喫煙で危害を与えることも同様で、認めるわけにはいきません（2017年7月21日）

⁴⁵ 前掲注26

認、罰則の不適用をなくします。」と主張した。

これに対して、筆者は、都民ファーストの会東京都議団を代表して、「その趣旨には賛成するものですが、知事提案条例が国の法案との整合性を十分に検討し、実務上の混乱をできる限り防止すべく、上乘せあるいは横出しを行う点を限定しており、国の法案からの変更点は慎重かつ抑制的なものであることを踏まえて、知事提案の条例案を支持します。共産党修正案については、条例見直しの際に検討されるべき内容と考えます。」と意見を述べた⁴⁶。結局、共産党修正案は否決となり⁴⁷、知事提案の原案が可決、成立した。

法改正・条例制定の結果、今後は加熱式タバコが一層普及してしまうことが懸念される。飲食店の選択として、飲食可能な加熱式タバコ喫煙席へと流れて行ってしまう懸念がある。また、パチンコ店や麻雀店などは、改正健康増進法上、既存飲

⁴⁶ 都議会厚生員会速記録 平成 30 年（2018 年）6 月 25 日

<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/record/welfare/2018-10.html>

⁴⁷ 同日の同委員会では、都議会自民党も条例修正案を提出した。知事提案の条例は、労働者がいない飲食店を特例として原則屋内禁煙の規制の例外とする。自民党修正案は、これに加えて、全ての従業員が同意している場合をも特例として例外とするというもので、例外対象を拡大する内容であった。労働者の同意を要件として例外を設けることについては、筆者も腹案として想定していた。筆者は「労働者の意向を適切に反映できるような許認可制」（平成 29 年/2017 年 12 月 8 日 都議会本会議一般質問・後掲注 59）を検討していた。すなわち、許認可制という厳格な手続要件の下で、限定的に例外を認める案を検討していた。他方、都議会自民党は、質疑において、「経営者等から圧力が加かって、必ずしも本意ではないんだけど同意書を書いた」場合を想定した筆者の質問に対し、「現場においては、そういった問題はない」等と答弁し、また、労働者が一旦同意したら契約内容となる旨答弁し、同意の撤回は容易にできない仕組みを考えていたようであり、都議会自民党案は、基本的に労働者保護よりも「事業主の自主性」に重きをおいた内容であった。自民党修正案も否決となった。

食店のような経過措置がなく、面積や資本金にかかわらず一律に原則屋内禁煙が義務付けられており、既存飲食店よりも厳しい規制ではあるが、利用客の喫煙率の高いパチンコ店や麻雀店などは、禁煙化ではなく、加熱式タバコ喫煙席へと舵を切ってしまう可能性がある。

筆者としては、受動喫煙防止の目的・枠組みで、加熱式タバコに関する法規制を議論するのは現状は法律論として限界があり、むしろ本質論としては、ニコチンの依存性及び能動喫煙の有害性、禁煙意欲を阻害し得る商品であること等の観点から抜本的な規制を行うべきであり、また、大幅な課税政策を行って、その使用・消費を減少させるのが、本筋であろうと考える。

4. 他の地方自治体の条例制定への波及

都の条例は、国の法制定の過程で骨抜きとされてしまった既存飲食店について規制を補うものであり、今後、他の地方自治体においても、法律に上乘せ・横出しする条例が制定されると期待される⁴⁸。

千葉市で、国のような面積基準ではなく、東京都の条例と同様に従業員の有無を基準にした「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」が 2018 年 9 月 19 日に全会一致で可決、成立した⁴⁹。東京都と異

⁴⁸ 日本禁煙学会 2018 年 5 月 18 日付け道府県知事・政令市長等宛て「東京都・受動喫煙防止条例と同趣旨の条例制定を進めてください」

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/2018518c.pdf>

日本禁煙学会 2018 年 7 月 5 日付け「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例の見直し検討に当たった意見陳述書」

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/Hyogoken201875.pdf>

⁴⁹ 千葉市 受動喫煙対策

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/judoukituen.html>

なる点として、「キャバレーやナイトクラブなど風俗営業法の接待飲食等営業や特定遊興飲食店営業に該当する施設は、経過措置として当面努力義務⁵⁰とする点に特徴がある。

さらに、東京都及び千葉市に続いて他の地方自治体においても、法律に上乘せ・横出しする条例制定の動きが起きている。福山市（広島県）、静岡県、山口県、山形県、大阪府、兵庫県、習志野市（千葉県）、四条畷市（大阪府）、豊橋市（愛知県）、調布市（東京都）など各地の制定条例⁵¹の内容について比較・検討した結果を資料5に示す。

なお、昨年度（平成 29(2017)年度）分担研究報告書 109 頁「子どもを受動喫煙から守る条例の成立と考察」に密接に関連する動きとして、兵庫県の検討委員会⁵²で、「子どもの受動喫煙は、児童虐待であると見なしてよい」との意見、自家用車内については「罰則」を設けるべきとの意見、家庭内には罰則までは設けないが努力義務にとどまらず全面的に「義務化」すべきとの意見が出ていた。最終的に罰則は見送られたが、兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」第 19 条 2 項「何人も、20

⁵⁰ 千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的考え方（案）について

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/documents/judoukituenjourei_kihontekikangaekata.pdf
上記のパブリックコメント手続実施シート

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/public_comment.html

⁵¹ 子どもに無煙環境を推進協議会 【地方自治体の受動喫煙防止条例】

<https://notobacco.jp/pslaw/pslawjorei.html>

同 「受動喫煙防止条例の一覧、改正健康増進法との比較」も参考。

<https://notobacco.jp/pslaw/psjoreilawhikaku1812.pdf>

⁵² 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会会議録 平成 30 年(2018 年)9 月 18 日

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/documents/995kaigiroku.pdf>

なお、神戸新聞 NEXT 2018 年 9 月 19 日に報道。

歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。」という形で結実した⁵³。

5. 罰則等の執行体制の課題

健康増進法の指導・助言・勧告・公表・命令・罰則の適用等（過料に関する地方裁判所への通知）は、「保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長」が担う（健康増進法 10 条 3 項）。

東京都受動喫煙防止条例の指導・助言・勧告・公表・命令・罰則（過料）の適用等は、規定上は知事が行うことになっているが、実際には健康増進法にあわせて、保健所が担うことを予定している。東京都の場合、23 区各区並びに八王子市及び町田市が保健所を設置しており、都が直接保健所を有しているのは、八王子・町田を除く多摩地域と島しょ部に限られる。

今後、指導や罰則の適用にあたる保健所の人員体制の拡充や、法律・条例違反に関する住民からの相談窓口をどこにどのように設置するのか、また、保健所以外の部署において罰則適用等の行政処分はできないとしても啓発・指導・助言にあたる人員体制を創設すべきでないかといった課題がある。

例えば、千代田区の人員体制は次のとおりである。千代田区は「安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例」（略称「生活環境条例」）を 2002 年（平成 14 年）6 月に制定し、同年 11 月

⁵³ 兵庫県 受動喫煙の防止等に関する条例の改正 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/zyudoukituenkaiseizyourei.html>

1日から路上喫煙の過料適用を開始したが、それにあわせて専任組織を以下のように設置した。

2002年9月 6名の担当チーム設置
2003年度 27名 課を新設
2004年度 33名
2008年度 41名（非常勤16名含む）
2010年度 非常勤職員を18名に増強
2019年度 非常勤職員を24名体制

さらに、所管の部・課をとわず全庁横断的に全職場の管理職及び係長級以上の区職員（総勢250名）がシフトを組んで、路上喫煙のパトロールを行って過料の徴収にあたり、また、区内の事業所や商店を無差別にアポなしで個別訪問（ローラー作戦）してポスターの掲示依頼をしまわった。条例制定当初は、区職員にそうしたノウハウや経験が乏しかったことから、民間の警備会社も活用して、区職員との同行を委託した。また、警察OB等を非常勤職員として採用し、次第に比重割合を高めているということである。

神奈川県は、受動喫煙防止条例を施行した2010年度から2018年度まで、県職員において以下の人員体制をとり、条例対象施設（主に飲食店）への教育的指導として約8万1千施設の個別訪問を行ったとのことである。

2010年度 本庁8名（常勤4、非常勤4）
保健所38名（常勤20、非常勤18） 計46名
2011年度 本庁11名（常勤5、非常勤6）
保健所33名（常勤13、非常勤20） 計44名
2012年度 本庁8名（常勤2、非常勤6）
保健所24名（常勤12、非常勤12） 計32名
2013年度 本庁8名（常勤2、非常勤6）
保健所22名（常勤12、非常勤10） 計30名
2014年度 本庁6名（常勤2、非常勤4）
保健所16名（常勤8、非常勤8） 計22名
2015年度 本庁5名（常勤1、非常勤4）
保健所13名（常勤8、非常勤5） 計18名
2016年度 本庁5名（常勤1、非常勤4）
保健所13名（常勤8、非常勤5） 計18名
2017年度 本庁5名（常勤1、非常勤4）
保健所12名（常勤7、非常勤5） 計17名
2018年度 本庁5名（常勤1、非常勤4）
保健所12名（常勤7、非常勤5） 計17名

また、東京都の3ヶ月後の2018年9月に条例を制定した千葉市は、条例周知のために巡回員が3400件（2019年2月時点）の飲食店を個別訪問したとのことであった。規制対象飲食店の約半分に相当するとのことである。（千葉市統計書平成29年度版の食品衛生関係施設数データによれば飲食店営業は9253店、喫茶店営業1320店であった。）

東京都には飲食店が約16万店舗あるが、戸別訪問等は行われていない。この点、都議会第1党の都民ファーストの会から、駐車監視員⁵⁴（道路交通法第51条の12）やポイ捨て指導員（例えば、総勢250名体制の千代田区職員によるパトロールや、区民等が登録する「千代田区生活環境条例啓発員」⁵⁵が参考となり得る。）のような街に出て啓発を行う仕組みをつくるべきとの提案がなされている⁵⁶。

⁵⁴駐車監視員は、警察署長から放置車両確認事務の業務を委託された民間法人（「放置車両確認機関」）の従業員で、公務員ではないが「みなし公務員」として扱われる。2006年6月施行の道路交通法の改正によって導入された。駐車監視員の制服は、警察庁が全国統一しており、緑色を基調としている。駐車監視員は駐車違反の「取締り」は行わず、放置車両の確認及び標章の取付けを行い

（道路交通法51条の8）、警察署長に放置車両の状況を報告するとどまる。違反した運転者に対しての交通反則告知書（青キップ）の作成・交付等は、従来と同じく警察官が行う（道路交通法126条）。あるいは、違反した運転者による反訴金納付がなく、運転者責任が追及できない場合は、公安委員会が車両の使用者に対して放置違反金の納付を命令する（道路交通法第51条の4第4項）。

⁵⁵<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/manners.html>

平成29年4月1日施行 千代田区の在住・在勤・在学者で推進団体の推薦を受けた者が、区に申請して、無償のボランティアとして啓発員の委嘱を受ける。啓発員は、生活環境条例に規定する禁止行為を行う者に対して、過料の徴収はできないが、条例の遵守等と呼びかけ喫煙マナーの向上等を図る。啓発員は、活動時は啓発員証を携帯し、腕章を着用し必ず複数人で行動する。なお、旧制度

（2006年設置）の「喫煙マナー啓発員」は200名の登録があったとのことである。

⁵⁶2019年（平成31年）3月12日 都議会予算特別委員会 総括質疑 伊藤ゆう（都民ファーストの会）
<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/record/budget/2019/2-01.html>

6. 助成金・補助金のあり方に関する考察

(1) 事業者への分煙助成金・分煙補助金について

これまで厚労省は「受動喫煙防止対策助成金制度」⁵⁷を、東京都産業労働局は「外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金」⁵⁸を設けて、事業者に分煙に関する助成金・補助金を出してきた。

厚労省は助成率2分の1（飲食店は3分の2）で助成上限額100万円（平成30年度）、東京都は補助率5分の4で補助限度額300万円であった（平成27～平成29年度）。

いずれの制度も、「隔離された喫煙室」でなくとも、「換気措置」や「エリア分煙」にも、助成金・補助金を出してきた。受動喫煙防止の徹底とは程遠いものに公費を投入してきた、とんでもない制度であったといえよう。今般の法改正及び条例制定により、制度変更せざるを得ない代物であり、その変更が現在進行中である。

筆者は、建物内の喫煙所は、FCTC（たばこ規制枠組条約）第8条ガイドラインに反し、あくまで

「飲食店は都内に十六万店舗を数えております。今回の条例はその八四％が対象であります。・・・保健所にもそれだけの手が十分にあるとはいいい切れません。まず啓発員を都としてしっかりここは準備をしていくということが必要ではなかろうかと思えます。ちょっと取り締まりと啓発員は違いますけれども、駐車違反に関しては、今、緑の制服を着た駐車監視員という方々がいらっしゃいます。・・・駐車監視員やポイ捨て指導員のように、まちに出て啓発を行う啓発員のような仕組みが効果的だと考えます」

2019年(平成31年)3月18日 都議会厚生委員会 岡本こうき(都民ファーストの会)も同旨。

⁵⁷ <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/support/> 上限額100万円（平成30年度）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000031xcl.html> 上限200万円（平成25年度）

⁵⁸ 東京都平成27年7月17日報道発表資料
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2015/07/22p7h100.htm>

例外的な措置であって、公的に推奨して公費を投じるべき性質のものではなく、店舗等が自費（その原資は喫煙者が負担）で設置することを許容することとどめ、都の分煙環境整備補助金は廃止すべきことを主張してきた⁵⁹。

しかし、都議会公明党は、「飲食施設の分煙環境の整備に対する補助事業の対象を条例に適合する喫煙専用ルームの設置などにも広げ、あわせて補助の割合も大幅にアップすべきです。」と主張⁶⁰し、小池都知事から「中小飲食店への補助率を五分の四から十分の九に引き上げる」との答弁を引き出した。また、都議会立憲民主党・民主クラブも「条例を契機として都の支援策を抜本的に強化すべき」と主張した。

厚労省が、平成31年2月22日付で健康増進法施行規則⁶¹において喫煙室の技術的基準を策定した。厚労省では、現在、助成金制度の見直し中のようである⁶²。

東京都（福祉保健局）は、平成31年3月29日付で「指定たばこ」を「加熱式たばこ」として告示するとともに、東京都受動喫煙防止条例施行規則を公布して厚労省と同様の喫煙室の技術的基準

⁵⁹ 岡本こうき 平成29年(2017年)12月8日 東京都議会本会議一般質問

<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/record/proceedings/2017-4/03.html#11>

岡本光樹 アゴラ掲載 受動喫煙防止条例案のポイントを都ファ都議が解説

<http://agora-web.jp/archives/2032297.html>

⁶⁰ 平成30年(2018年)6月19日 東京都議会本会議代表質問

<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/record/proceedings/2018-2/02.html#03>

⁶¹

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000483546.pdf>

⁶²

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000049868.html> (2019年5月3日時点で404 Not Found)

を設定した⁶³。そして同日、東京都産業労働局は、厚労省に先んじて新たな補助金の制度「東京 2020 大会に向けた宿泊施設・飲食店の受動喫煙防止対策支援補助金」⁶⁴を発表し、4月1日から開始した。従前の「外国人旅行者の受入れに向けた」という制度名称の冠がなくなり、「多言語対応に取り組んでいる、または取り組もうとしている」との要件がなくなり、補助対象となる事業者が広げられた。補助対象事業は「喫煙専用室」・「指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室」の設置に整理され、補助上限額は1施設につき400万円上限に引き上げられた。補助率は、客席面積100㎡以下の中小飲食店が行う場合は補助率10分の9に引き上げられ、それ以外は補助率5分の4となっている。

筆者は、分煙のための補助よりも、むしろ禁煙化のために喫煙室撤去や壁紙変更や改装等をする場合にこそ補助金を出して、屋内禁煙化を後押しすべきであると主張してきた⁶⁵。この点、千葉市は、既存小規模飲食店が喫煙室の撤去等に要する経費を9割助成（上限10万円）する新制度を2019年（平成31年）1月頃から実施予定⁶⁶としている。

⁶³ 報道発表資料

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/03/29/11.html>

http://tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/files/koho/y2019/2019_44.pdf

⁶⁴報道発表資料

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/03/29/25.html>

東京都産業労働局

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/kakuyu/syukuhaku/>

⁶⁵ 都議会厚生員会速記録 平成30年（2018年）6月21日 参考人 東京都医師会会長・尾崎治夫も同様の意見

<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/record/welfare/2018-08.html>

⁶⁶ 千葉市保健福祉局健康部健康企画課 「屋内禁煙化に対する助成」

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/>

また、鳥取県も禁煙化支援として、「壁紙の改装、カーテンの交換、喫煙室の撤去等」に補助率2/3、補助上限10万円の助成を行うとしている⁶⁷。

東京都においても、その流れを汲んだ制度が実現した。都産業労働局の上記新たな補助金の制度では、もう一つの補助対象事業として、都の旧制度の分煙補助金を利用して取得した分煙設備を撤去し、店内の全面禁煙化を行う場合の撤去費用等を、補助率5分の4、1施設上限150万円で補助する。対象が限定されすぎているきらいはあるが、都が全面禁煙化を促すメッセージを発しているという意義もあり、評価できる。また、東京都福祉保健局の「受動喫煙防止対策促進事業実施要項」

（平成30年9月27日付け福保保健第562号・第563号要綱）に基づき、保健所設置区市が施設管理権原者等への支援制度を策定して補助した場合には、都が補助率100%、上限1000万円で、保健所設置区市の経費補助を行い得る⁶⁸。

(2) 区市町村が設置する公衆喫煙所について

上記(1)は事業者が経営する施設内の喫煙室に関する議論であるが、他方、路上喫煙を防止するために屋外に喫煙所を公費で設置することは、現状としてはやむを得ないと筆者は考えている。その

[30jigvousyasien.html](http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zaisei/zaisei/documents/3009hoseigaiyou.pdf)

平成30年度9月補正予算の概要

<https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zaisei/zaisei/documents/3009hoseigaiyou.pdf>

なお、2018年9月4日 日経新聞にて報道

⁶⁷ 鳥取県平成30年度9月補正予算 健康政策課受動喫煙防止対策推進事業「施設の禁煙化支援」
http://db.pref.tottori.jp/yosan/30Yosan_Koukai.nsf/55083148a0850f7d492578e60018079f/4938db0a021cc98f492582fe002c6830?OpenDocument

⁶⁸ 2019年(平成31年)3月18日 都議会厚生委員会岡本こうき(都民ファーストの会)の質疑への成田友代保健政策部長答弁

場合も、喫煙を助長するためではなく⁶⁹、屋内外の受動喫煙やポイ捨ての被害を最小化するための喫煙所設置に限って、次善の策として必要性が認められ得ると考える⁷⁰。

国は、「自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。」としている⁷¹。

東京都福祉保健局は、区市町村が実施する屋内外の公衆用の喫煙所の整備事業について、設置・改修・移設の経費に、1箇所上限1000万円、補助率100%の補助金を出す(平成30年9月27日付け福保保健第560号・第561号要綱)。

前述の健康増進法施行規則及び東京都受動喫煙防止条例施行規則では、「特定屋外喫煙場所」については「施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること」とされ、「喫煙専用室」につい

⁶⁹ 「喫煙権」の請求権的側面(行政に対して喫煙助長のための作為を求めること)はないというべきである。

岡本光樹 平成29年度 分担研究報告書(2018年7月公開)「子どもを受動喫煙から守る条例の成立と考察」118頁

<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201709004A>

⁷⁰ 千葉市においても、類似の考え方が示されている。「千葉市受動喫煙の防止に関する条例(仮称)の基本的な考え方(案)」に関するパブリックコメント手続で提出された意見の概要と市の考え方 No.30 及び 31 において、「屋内の受動喫煙対策が進むと、建物敷地と道路等の境界付近など、屋外での喫煙が増加し、たばこの吸い殻の散乱による環境の悪化や歩行者等の受動喫煙による健康被害が増えることが懸念されますが、現状、一定程度の喫煙者が存在することを考慮すると、設置場所や構造など受動喫煙防止の配慮を行った上で、屋外での対策について、慎重に検討する必要があると考えています。」「実証事業を行う屋外喫煙所は、人通りの多い場所を避け、周囲へのたばこの煙に配慮して送風機を設置し、周囲を高さ3mのハイ・パーテーションで囲い、出入口をクランク型とすることとしています。」という千葉市の考え方が示されている。

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/documents/pubcome_result_second-hand_smoke.pdf

⁷¹ 前掲注26の中の「国及び地方公共団体の責務について」

ては、「①出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。②たばこの煙(蒸気を含む。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。」⁷²との要件が課されている。

都の上記福保保健第560号要項では、屋内・屋外ともに「法令等で規定する基準を満たしたものであること」という要件に加えて、屋外公衆喫煙所では「近くを通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないよう、コンテナやパーテーション等で非喫煙区域から区画されており」及び「建物の入り口や窓、人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮すること」等の要件が加重される。また屋内公衆喫煙所では「たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないよう措置が講じられていること」という要件が確認的に規定されている。

公費を投ずる以上、厚労省の施行規則が定める以上に受動喫煙防止のための十分な配慮がなされるべきである。

大和浩教授及び姜英助教「受動喫煙防止の法規制の強化に関する研究」⁷³によれば、屋外喫煙所について、「建物や人の動線から十分に距離(可能であれば25メートル)を離して設置する」「混み合う場所では高さ3メートルほどの壁で四方から囲い込」むことが必要との研究結果が提言がされている。

⁷² もっとも、フロア分煙は、別の要件で認められた。「喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていること」とされた。

⁷³平成29年度 分担研究報告書(2018年7月公開)25頁
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201709004A>

(3) 禁煙外来治療費への公費助成

東京都内では、中央区・品川区・北区・荒川区・練馬区・港区・豊島区といった7つの区が、禁煙を希望する喫煙者に対し、禁煙外来治療費の一部を補助・助成している⁷⁴。1人あたりの上限を1万円としている区が比較的多いが、豊島区は対象要件を妊婦や子どもと同居している場合等に限定しつつ助成額を2万円としている。禁煙外来の自己負担額は2万円程度であり、豊島区の制度では自己負担がほぼなくなる。

東京都は、将来的な喫煙率を下げ、都民の健康増進を図る目的で、区市町村が行う禁煙治療費助成事業の取組を支援し、半額を補助している（区市町村包括補助事業 2018年/平成30年9月4日改正）。今後、こうした助成事業がさらに他の区市にも広がることに期待する（2019年度は、江戸川区、文京区、中野区が開始することを確認済み）。

他県では、千葉市、吹田市（大阪府）、牛久市・龍ヶ崎市（茨城県）、尾張旭市（愛知県）、金沢市（石川県）、札幌市、美幌町（北海道）等において、禁煙外来治療費への公費助成が行われている⁷⁵。

⁷⁴ 東京都福祉保健局「禁煙希望者支援における取組の概要」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsue/n/municipalities/>

⁷⁵ 千葉市

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/shien/kinenn.html>

吹田市

<http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kenkoi-ryo/hokencjigyo/73532/86024.html>

牛久市・龍ヶ崎市(茨城県)

<http://www.city.ushiku.lg.jp/sp/page/page005560.html>

https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/shisei/mayor/teireikaiken/teirei30/kishakaiken201903.files/02_kinengair-ai-josei.pdf

https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=15548943748296

尾張旭市(愛知県)

<https://www.city.owariasahi.lg.jp/kurasi/kenkou/kinenji>

喫煙率を下げることは、受動喫煙を根本的になくすことにつながるし、また、がん対策として喫煙率を12%に下げることが国においても東京都においても目標とされている⁷⁶。

喫煙所に補助金を出すことは過渡的な施策であり、他方、禁煙・卒煙を推進することは抜本的かつ根本的に重要な施策と考えるべきである。

なお、2019年4月18日、東京都医師会及び日本対がん協会を中心に「禁煙推進企業コンソーシアム」⁷⁷が設立され、著名な大企業がこれに加わり、従業員の喫煙率低下、及び政府目標の2022年度喫煙率12%達成を目指している。東京都もこの発足発表会を後援し、コンソーシアムの禁煙推進に期待している。

D. 結論

[osei.html](#)

<https://www.sankei.com/west/news/170906/wst1709060019-n1.html>

金沢市(石川県) 妊婦のため

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/23030/ninnsinn/kinen-jyosei.html>

札幌市(北海道)

<https://www.city.sapporo.jp/eisei/tabako/kosodatesetai.html>

美幌町(北海道)

<http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/docs/2015072800036/>

⁷⁶ 国の第3期がん対策推進基本計画（2017年10月24日閣議決定）9頁【個別目標】として、「平成34（2022）年度までに、成人喫煙率を12%とすること」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000196973.pdf>

成人の喫煙率19.5%（平成22年）から禁煙希望者が禁煙した場合の割合（37.6%）を減じた値である12%を設定。（健康日本21（第二次）の推進に関する参考資料128頁）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippo_n21_02.pdf

東京都がん対策推進計画（第二次改定）（2018年/平成30年3月）40頁「目標値」

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryoo/iryoo_hoken/gan_portal/research/taisaku/suisin_keikaku/suisin_keikaku_secondrevision.html

⁷⁷ <https://kinen-support.com/>

東京都受動喫煙防止条例の制定、健康増進法の改正があったことは、我が国の受動喫煙対策において、極めて重要な歴史的一歩といえる。

今後、罰則を含めた全面施行(2020年4月1日)に向けて(図4)、改正法及び条例の周知並びにその実効性を高めるための体制整備が重要である。

E. 研究発表

1. 論文発表

岡本光樹 《特別寄稿》「東京都受動喫煙防止条例と健康増進法改正の成立」 日本禁煙学会雑誌 第13巻第4号 p.49-63 (2018年12月12日)

http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/journal/18-13_04_1212.pdf

2. 学会発表

- 1) 岡本光樹 「タバコ受動喫煙の法規制をめぐる攻防最前線」 神田雑学大学 2018年10月12日(千代田区)
- 2) 岡本光樹 特別報告「東京都受動喫煙防止条例から全国へ」 第12回 日本禁煙学会学術総会 2018年11月11日(香川県高松市)
- 3) 岡本光樹 「東京都受動喫煙防止条例及び各地の対策最前線」 シンポジウム1「東京都・千葉市・神奈川県における受動喫煙防止条例」 第28回 日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会 平成31年2月23日(千葉市)
- 4) 岡本光樹 「働く人を守る受動喫煙防止条例」(仮) World No Tobacco Day 記念イベント タバコ問題首都圏協議会 2019年5月26日(東京しごとセンター講堂)(予定)

F. 知的財産権の出願・登録状況

なし

健康増進法改正案との比較②

施設の類型	法改正案	都条例案
小学校、中学校、高等学校 保育所、幼稚園 大学 医療機関 児童福祉施設 行政機関 バス、タクシー、航空機	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可)
上記以外の多数の者が利用する施設 (例) 老人福祉施設、運動施設、ホテル、 事務所、船舶、鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)
飲食店	客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業 (資本金5千万円以下)は規制対象外	従業員を使用していない場合は、禁 煙・喫煙を選択することができる。

※ 喫煙を主目的とする施設については、別の類型を設ける。

※ 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、喫煙禁止場所としない。

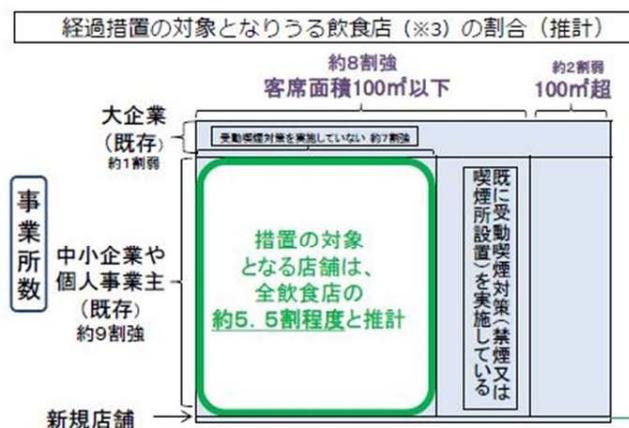
平成30(2018)年6月8日(金)

資料2 法律と都条例の規制対象となる飲食店の割合比較

厚生労働省

規制対象 2～3割程度

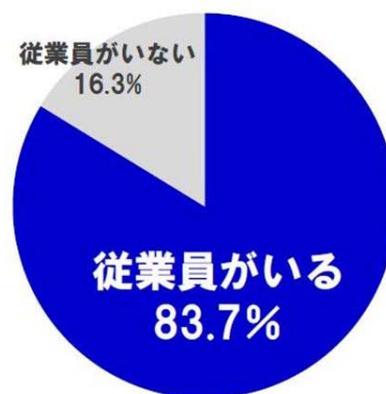
例外 7～8割程度



東京都

13万4千店舗(83.7%)

2万6千店舗(16.3%)



注26及び注33をもとに筆者が作成。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2018/04/20.html>

改正健康増進法と東京都条例による受動喫煙対策

2019年1月24日施行 屋外や家庭などで喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮
 (例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年7月1日施行 第一種施設
 ・学校、児童福祉施設
 ・病院、診療所
 ・行政機関の庁舎 等

敷地内禁煙
 ただし屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

東京都条例 子どもを守る
保育所・幼稚園・小中高校は屋外喫煙所も設置不可

2020年4月1日施行

第二種施設(第一種以外の施設)

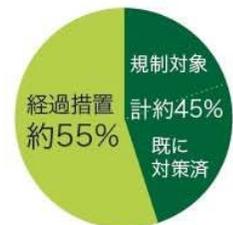
- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館(客室は適用除外)
- ・飲食店(大幅な経過措置あり)
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所 等

東京都条例 働く人を守る
規制対象は飲食店の83.7%
=従業員を使用する飲食店

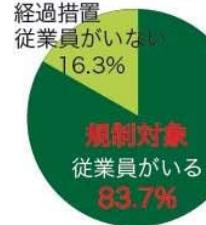


経過措置の対象となりうる飲食店の割合(推計)

国の健康増進法改正



東京都条例



改正健康増進法(国)の定める経過措置
 既存の経営規模の小さな飲食店
 ・個人または中小企業が経営
 ・客席面積100㎡以下

東京都条例(面積要件なし)
経過措置の対象は飲食店の16.3%
=従業員を使用しない飲食店

喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能
 全ての施設で、喫煙可能部分には、
 ①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
 ②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない
 喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能。

喫煙目的施設(喫煙を主目的とする施設)においては施設内で喫煙可能
 ・タバコ小売販売業者が対面販売するバー等 ・店内で喫煙可能なタバコ販売店 ・公衆喫煙所

注 26 の厚労省 改正健康増進法の体系を基に、都条例の内容を加えて作成

施行時期について①

条例の施行については、段階的に実施していきます。

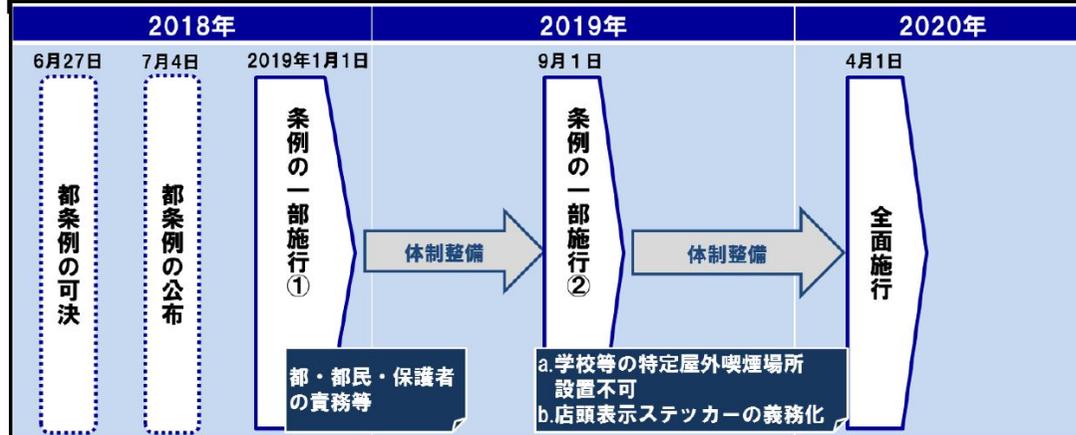
施行時期	施行内容
2019年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○条例制定の目的【第一条】 ○都、都民、保護者の責務【第三条、第四条、第五条】 ○関係者の協力【第六条】 ○喫煙をする際の配慮義務等【第七条】 ○「たばこ」「喫煙」「受動喫煙」の定義【第二条】 ○法が施行された場合は法を適用する規定【附則第七条】
2019年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○特定施設（第一種施設）の定義【第二条】 ○特定屋外喫煙場所、喫煙関連研究場所の定義【第二条】 ○第一種施設における敷地内禁煙の規定（罰則含む） <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙禁止場所での喫煙禁止、喫煙者への退出命令【第八条】 ・施設管理者への指導、助言【第十条】 ・施設管理者への勧告、命令等【第十一条】 ・施設への立入検査【第十七条】 ・罰則【第二十条、第二十一条、第二十二条】 ※ただし、指定たばこについては罰則は適用しない【附則第六条】 ○住居や客室等の適用除外【第十九条】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>左記については、同様の規定が改正健康増進法でもなされているため、改正法の規定により、2019年7月1日から施行となります。</p> </div>
2019年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等における特定屋外喫煙場所設置不可（努力義務）【第九条】 ○飲食店における喫煙場所の有無が分かる標識の掲示義務（努力義務）【第九条】
2020年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○その他全ての規定を全面施行 <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、指定たばこについては罰則は適用しない【附則第六条】 ○飲食店において、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、標識を掲示しなければならない【第十二条、第十四条、附則第三条、附則第四条】（罰則適用あり） <ul style="list-style-type: none"> ※店内が屋内全面禁煙であっても、禁煙標識の掲示が必要であるが、努力義務となる。（罰則適用なし）

施行時期について②

2.2 施行時期【附則第一条】

- 都や都民等の責務等については、2019年1月1日に施行。また、学校等での特定屋外喫煙場所設置不可や店頭表示ステッカーの義務化については、2019年9月1日に施行する。オリンピック・パラリンピック開催前の2020年4月1日には、罰則適用も含め、全面的に施行する。

条例の施行スケジュール



※学校等の特定屋外喫煙場所設置不可を除いた第一種施設に関する規定は、改正健康増進法により、2019年7月1日から施行されます。

19

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/file/0020190329.pdf>



東京都福祉保健局 2019年03月18日 報道発表資料 <http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/03/18/11.html>

資料5-1 各地の受動喫煙防止条例（国の健康増進法改正前）

	神奈川県	芳賀町 (栃木県)	兵庫県	広島県	美唄市 (北海道)	東京都	福山市 (広島県)	東京都	健康増進法改正
議員提案						議員提案	議員提案	知事提案	
成立時期	2009年3月	2010年9月	2012年3月	2015年3月	2015年12月	2017年10月	2018年3月	2018年6月	2018年7月
罰則	罰則あり	なし	罰則あり	なし	なし	なし	なし	罰則あり	罰則あり
概要	飲食店にも罰則		飲食店にも罰則	努力義務	努力義務	子ども特化 努力義務	子ども特化 理念条例	飲食店にも罰則	飲食店にも罰則
特徴	100㎡超の飲食店	一部の公共施設（保健センター、地域体育館、教育施設等）で敷地内禁煙	100㎡超の飲食店 施設管理者に刑事罰 施設を分類して敷地内禁煙や屋内喫煙室不可	がん対策条例の第4章 学校・公園等に屋外灰皿に関する配慮規定	校門から100m以内の路上又は公園	児童虐待防止法を基に18歳未満が保護対象 家庭内・車・屋外（公園・学校周辺・小児医療施設周辺）も	20歳未満と妊婦が保護対象	従業員を使用する飲食店 保育所～高校は屋外喫煙所を設けない努力 禁煙飲食店の掲示	100㎡超の飲食店 第一種施設は敷地内禁煙・屋外喫煙所可 第二種施設は屋内禁煙・喫煙室可
加熱式タバコ	平成27年12月の条例改正により、「喫煙」の定義に「加熱」を加えた。		解釈により、加熱式も対象に					条例上は罰則の適用なしだが、健康増進法により罰則あり	「加熱」「煙（蒸気を含む）」 違反には罰則あり 第二種施設等では飲食等可能な加熱式タバコ用喫煙席の設置可

資料5-2 各地の受動喫煙防止条例（国の健康増進法改正後、千葉市及び府県）

	千葉市	静岡県	山口県	山形県	大阪府	大阪府	兵庫県改正
議員提案					議員提案	知事提案	
成立時期	2018年9月	2018年10月	2018年10月	2018年12月	2018年12月	2019年3月	2019年3月
罰則	罰則あり	なし	なし	なし	なし	罰則あり	罰則あり
概要	飲食店にも罰則	努力義務	理念条例	努力義務	子ども特化 理念条例	飲食店にも罰則	各種施設に法規制上乗せ
特徴	従業員を使用する飲食店が規制対象。ただし風営法接待業は例外 行政機関の屋外喫煙所を設置しない努力	保険者の責務 禁煙飲食店の掲示義務 保育所～高校は屋外喫煙所を設けない努力	教育の推進	保健医療・教育関係者の責務 保育所～高校・医療機関は屋外喫煙所を設けない努力		30㎡超の飲食店 2025年4月施行	保育所～高校の屋外喫煙所を認めない。官公庁全般に（法律で建物内喫煙室可の施設も）敷地内禁煙・屋外喫煙所可。駅屋外ホーム・観覧場・運動施設・公園（法律は屋外の規制なし）の建物外禁煙・屋外喫煙所可 以上、罰則あり 以下、罰則なし 20歳未満及び妊婦と同室内・車内の喫煙禁止 妊婦の喫煙禁止
加熱式タバコ				第二種施設のうち公共性の高いものは、喫煙室・加熱式タバコ室を設けない努力			法律の「指定たばこ専用喫煙室」（飲食等可）を認めない。紙巻タバコと同じ扱い。

資料5-3 各地の受動喫煙防止条例（国の健康増進法改正後、市）

	習志野市 (千葉県)	四条畷市 (大阪府)	調布市 (東京都)	豊橋市 (愛知県)	松本市 (長野県)	多摩市 (東京都)
成立時期	2018年9月	2018年12月	2019年3月	2019年3月	2019年3月	2019年3月
概要	路上等に罰則	道路等に罰則	路上等に罰則	努力義務	(調査中)	(調査中)
特徴	屋外（道路・公園・駅前広場）の受動喫煙防止	屋外（道路・公園）の受動喫煙防止 学校の屋外喫煙所設置不可	屋外（路上・駅前広場）の受動喫煙防止 教育の推進	学校・病院に屋外喫煙所を設けない。 塾に屋内・屋外喫煙所を設けない。 禁煙飲食店の掲示		
加熱式タバコ	責務規定・配慮義務の対象だが、罰則の対象外	紙巻タバコと同様に罰則対象。	責務規定の対象だが、罰則の対象外	飲食・パチンコ等可の喫煙席ではなく、飲食等不可の専用室とする努力義務		